

今月の市民ギャラリー

開館時間◆8:30～17:15

●きりえの会 吉備路展示会
9月2日(火)から7日(日)まで。初日は午前10時から、最終日は午後4時まで。切り絵約40点を展示
☎ きりえの会 吉備路 堀本さん (☎92)8356)

●ゆずり葉の会 絵画展
9月10日(水)から14日(日)まで。初日は午前9時から、最終日は午後4時まで。洋画約40点を展示
☎ ゆずり葉の会 内海さん (☎92)9916)

●吉備路写真クラブ写真展
9月16日(火)から21日(日)まで。初日は午後3時から、最終日は午後3時まで。会員12人が、1年間かけて撮影した傑作40点を発表
☎ 吉備路写真クラブ 川上さん (☎92)5982)

●墨遊会
9月23日(祝)から28日(日)まで。初日は午前11時から、最終日は午後4時まで。墨画約40点を展示
☎ 墨遊会 村木さん (☎92)2832)

●友暉の会
9月30日(火)から、10月5日(日)まで。初日は正午から、最終日は午後4時まで。油絵約50点を展示
☎ 友暉の会 原田さん (☎92)2602)



NHKの放送受信料 免除対象者の拡大

10月1日から、NHKの放送受信料を免除される対象者の条件が緩和されます。

免除には、受信料の全額免除と半額免除の2つがあります。半額免除の人が、全額免除の対象になる場合や、半額免除の対象になる場合は、申請してください。

現在、半額免除を受けている視覚・聴覚障がい、重度の肢体不自由障がい者の人は、新たに申請の必要はありません。

免除対象者

「全額免除」 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳の交付を受けた人の世帯で、世帯全員の市町村民税が非課税の場合

「半額免除」 次のいずれかの障害者手帳を受けている人が世帯主で、NHKとの契約者である場合

- 視覚障がい、または聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けている人
●身体障害者手帳1級から2級の交付を受けている人
●内部機能障がい1級から2級の交付を受けている人も対象です
●療育手帳Aの交付を受けている人
●精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人

住宅の省エネ改修で 固定資産税を減額

地球温暖化防止に向けて、家庭での二酸化炭素の排出量の削減のため、既存の家に一定の省エネ改修工事を行った場合、申告される翌年度分の固定資産税額を減額する制度ができました。

減額される税額 床面積120㎡分までを限度に、固定資産税額の3分の1を減額。都市計画税は減額されません

家屋の要件 平成20年度の固定資産税が課税されている家屋。賃貸住宅を除く

省エネ改修工事の条件 改修費用の自己負担が30万円以上であること

4月1日から平成22年3月31日までの間に、次の①の工事、または①の工事と併せて②から④までの工事を行い、それぞれの部位が現在の省エネ基準に新たに

適合すること

- ①窓の改修工事 ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事(外気などと接するものの工事に限る)

手続き 省エネ改修工事完了後3か月以内に、必要書類を添付して申告

- 必要書類
▽固定資産税減額申告書
▽熱損失防止改修工事証明書(建築士、指定確認検査機関、または登録住宅性能評価機関が発行)
▽改修工事の内容や費用を確認できる明細書
▽納税義務者の住民票の写し

申告先・問い合わせ 課税資産税係 (☎92)823

生活用品交換銀行 ゆずります ダブルベッド、オムロン体重計、学習机、ウエディングドレス(白)、イブニングドレス(黄)、木製サウナ、キッチンカウンター、レンジ台、犬小屋、和ダンス、チャイ

申請方法

印かんと手帳を持参し、福祉課の窓口で申請。今年1月2日以降に総社市民となった人は、世帯全員の市町村民税の非課税の証明が必要
申請先・問い合わせ 福祉課長寿・障がい係 (☎92)8269)

下水道に 異物を流さない

最近、下水道に、紙おむつや下着などの異物が流れ込むことがよくあります。そして、左の写真のような布切れが下水道の中継ポンプにかみ込み、ポンプが故障するということが多発し、困っています。異物が流れ込むと、故障の原因や、設備の寿命を縮めることにもなりますので、次の点に、注意してください。



- ▼水洗便所では、トイレトーパー以外の紙、異物(紙おむつ、下着など)を流さない
▼マンホールには、土砂や廃油、木片などの廃棄物を捨てない
▼台所では、野菜くずやんぶら油などを流さない
▼工場や事業場(特定事業場)から出る廃水には、除害施設を設けなければなりません
問い合わせ 下水処理場 (☎92)7680)

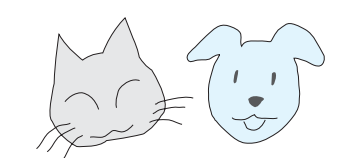
四大地震・ミャンマーのサイクロン義援金のお礼

市役所玄関、各支所、各出張所の募金箱には、四大地震とミャンマーサイクロン被害へ義援金として皆さんからの善意が、1万5742円ありました。日本赤十字社岡山県支部を通じて、それぞれの被災地に半



介助員(家庭看護法)養成講座の受講生

日時 9月18日(木)、19日(金)、25日(木)、26日(金)。いずれも午前10時から午後4時まで
場所 働く婦人の家
内容 疾病の予防、高齢者の自立をめざした家庭でできる介護の方法の習得
対象 市内に在住か在勤の人で、全日程を受講できる人
定員 20人(定員になり次第、締め切り)
教科書代 1000円
その他 検定合格者に家庭看護法介助員認定書が交付されます
申込開始日 9月2日(火)、午前10時から
申込先・問い合わせ 働く婦人の家 (☎92)1180)
市営住宅入居者 募集住宅 浅尾住宅2戸
受付期間 9月1日(月)から12日(金)まで
入居予定日 10月1日(水)
申込先・問い合わせ 都市計画課営繕住宅係 (☎92)8287)



責任をもって 動物を飼いましょう

犬の散歩のとき、犬のフンは飼い主が責任をもって持ち帰りましょう。また、犬の鳴き声や放し飼い猫のふん尿などで、ご近所に迷惑を掛けることのないようにしましょう。だれもが動物好きとは限りませんが、飼い主のモラルとマナーが必要です。
問い合わせ 環境課環境係 (☎92)8339)

9/21日-30日 秋の交通安全 県民運動
守るうやあ あなたもわたしも 交通ルール
★全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
★夕暮れ時と夜間の歩行中、自転車乗用中の交通事故防止
★飲酒運転の根絶
★交差点における正しい通行の徹底